

## 司法修習委員会（第26回）議事録

### 1 日時

平成25年12月3日（火）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

最高裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）井窪保彦，稲川龍也，今田幸子，翁百合，鎌田薫，酒巻匡，鈴木健太，  
高瀬浩造，高橋宏志（委員長），山名学（敬称略）

（幹事）井田良，大須賀寛之，神村昌通，木村哲司，木村光江，小林克典，小林  
宏司，中里智美，廣上克洋，巻之内茂，松本裕，村田渉，山本和彦，吉  
崎佳弥（敬称略）

### 4 議題

#### （1）意見交換

司法修習の在り方について

#### （2）今後の予定について

### 5 配付資料

（資料）

47 分野別実務修習の充実方策

### 6 議事

#### （1）報告

吉崎幹事から司法修習の実施状況等について報告がされた。

また，同幹事から，前々回の司法修習委員会で，司法修習生に対する経済的支援の一環として，兼業許可の運用を緩和する方向で検討していることを報告したが，その後検討を進め，第67期修習生から兼業許可の運用を緩和することとした旨，具体的な兼業の許否の判断においては，これまでと同様に，業務内容や業務量，業務時間から見て，修習専念義務が定められた趣旨

に反しないといえるかどうかの観点，すなわち，精神的・身体的負担が重いために修習への専念を困難にするかどうか，中立公正性の要請や守秘義務の関係で問題がないかどうかといった観点から，事例ごとに個別具体的な事情を確認した上で，兼業を許可するかどうか判断することとしている旨，これまでに，法科大学院における講義やゼミの講師，アシスタント等の教育指導のほか，司法試験予備校における答案添削，採点等，一般の学習塾における指導などの許可申請があり，現在までのところ，いずれについても，その内容，業務量，業務時間から見て，修習に支障が生じるようなものではなく，問題がないと考えられたことから，許可することとし，その旨の当該修習生への通知も行われている旨の報告がされた。同じく経済的支援措置の一環である移転料の支給については，第67期の修習生から，分野別実務修習の開始に当たって現住居地から実務修習地への転居を要する者本人について移転料を支給することとした旨の報告がされた。

(高橋委員長)

まず，前回の委員会以降のワーキング・グループにおける法曹三者での検討状況について，吉崎幹事から御報告をお願いしたい。

(吉崎幹事)

前回の委員会後の法曹三者による検討状況について御報告する。

前回の司法修習委員会においては，司法修習委員会は，法科大学院の実務基礎教育の状況，司法試験の状況を含む修習開始段階の修習生の状況，分野別実務修習の状況，選択型・集合修習の状況，修習終了時の修習生の状況など，修習全体の実情を把握・分析して，修習全体の充実方策を検討すべきであるということ，現在，必ずしも実情が把握できているわけではないものの，法曹養成制度検討会議の取りまとめ，検察・弁護のアンケート結果などを踏まえて，現時点での方策として，司法修習の冒頭段階で何らかの導入的な教育カリキュラムを実施する必要がある，分野別実務修習について，一定

のガイドラインを策定するなどして、その充実・改善を図る必要があること、

司法修習委員会は、今後、継続的に修習全体の実情等を調査・分析し、修習全体の充実方策の検討を行うということ、以上について、委員・幹事の共通認識が得られたと認識している。その上で、導入段階の教育の在り方、あるいは分野別実務修習本体の改善方策などについて、委員の皆様から御意見をちょうだいした。そして、それを踏まえた上で、ワーキング・グループで更に検討を行うよう御指示をいただいたところである。

前回の委員会後、ちょうだいした御意見を踏まえて、ワーキング・グループにおいて検討を続けた結果、まず、導入的教育の充実方策については、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行えるよう、司法研修所において、集合形式でのカリキュラムを実施し、その期間を平日15日間、土日や前後の移動日などを含めると約1か月とし、各科目について司法修習の導入段階に適した即日起案を実施し、解説を加えることを含めたカリキュラムとするという線まで到達した。

もっとも、導入的教育の目的についての重点の置き方については、以下の二つの意見がある。一つは、不足している実務基礎知識・能力に気付かせる方に重点を置くべきという意見、もう一つが、効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行われるようにするという方に重点を置くべきという意見であり、その関係で、具体的カリキュラムの調整は残念ながら現在未了であるが、司法研修所教官室を中心に検討し、早期に結論を得ることについて意見の一致を見ている。

いずれにしても、現時点の方策として、平日15日間の集合修習であれば一定の効果を得られ、分野別実務修習や選択型・集合修習の期間ともバランスが保てるのではないかと考えるに至った。この点については、後に法曹三者の幹事の方からそれぞれの考え方を説明していただくことにしているが、そ

の上で委員の皆様の御意見をちょうだいしたい。

続いて、分野別実務修習自体の充実方策についてである。ガイドラインの骨子案について、前回は検討中とされていた検察・弁護士修習について、資料47のとおり、骨子が示されたところである。この点についても、後に法曹三者の幹事からそれぞれの考え方を説明していただくことにしているが、その上で委員の皆様の御意見をちょうだいしたいと考えている。

(高橋委員長)

続いて、幹事会においても議論をしていただいたので、その報告を木村幹事長からお願いしたい。

(木村(光)幹事長)

本日、第27回幹事会を開催した。

幹事会では、吉崎幹事から、導入的教育の充実方策に関するワーキング・グループでの検討結果や、分野別実務修習の充実方策についてのガイドラインの骨子について説明がされた上で、幹事の皆様の意見をいただいた。

まず、導入的教育の充実方策に関しては、ワーキング・グループでの検討結果は尊重したいが、分野別実務修習をできる限り縮めないようにしてほしい、実施するとしても、法科大学院での実務基礎教育の在り方を含めて検討すべき問題であり、新修習の理念に即した設計とすべきである、修習全体の実情の調査が必要であって、法科大学院との役割分担を考慮しつつ検討すべきであり、適宜見直す必要があるのではないか、といった意見が出された。

導入修習のカリキュラムについては、その目的についての重点の置き所に関する意見の違いから、更に調整が必要な状況で、それぞれの立場から意見が出された。いずれにしろ、全体としては、ワーキング・グループでの検討結果に沿って実施すべきとの意見が大勢を占めた。

また、分野別実務修習の充実方策については、法曹三者全てからガイドラ

インの骨子が示されたことには意義があるとの意見もある一方で、最低限度教育すべき明確な数値目標を記載していないガイドラインがあるとして、その点について疑問があるとの意見も出された。全体としては、方向性に異論はないが、ワーキング・グループの下で更にガイドラインの内容に検討を加え、できるだけ早く、充実したガイドラインの下で実務修習を実施できるようにする必要があることで、意見の一致を見た。

さらに、修習全体の実情の把握についても、その方策についてワーキング・グループの下で検討する必要があることで、意見の一致を見た。

その上で、委員会においても以上の点について同様に御意見を伺う必要があるとのことで、意見が一致した。

## (2) 意見交換

### (高橋委員長)

まず、導入的教育について御議論いただき、続いて分野別実務修習の充実について御議論いただくということにしたい。

それでは、導入的教育の充実方策についてだが、法曹三者から補足説明があるということなので、最高裁から小林宏司幹事、法務・検察から神村幹事、弁護士会からは巻之内幹事からそれぞれの説明をしていただきたい。

### (小林(宏)幹事)

それでは、導入的教育に関する最高裁の考え方について、補足して御説明する。

最高裁としては、前回の委員会で御説明したとおり、現在、司法修習全体の実情がつぶさに把握できているわけではないが、法曹養成制度検討会議の取りまとめや法曹三者アンケートの検察・弁護の結果などを踏まえ、現時点の方策として、修習開始段階で、法科大学院の実務基礎教育で修得しておくべき知識・能力が不足している者に対して、その不足に気付かせ、自学自修を促すことが必要という観点から、実日数8日間程度の導入的教育を行うこ

とが相当ではないかと考えていた。これに対して、法務省、日弁連からは、効果的・効率的な分野別実務修習を円滑に行うために、1か月程度の集合型の導入的教育が必要であるとの強い意見が出されていた。

その後、ワーキング・グループにおける検討を経て、最高裁としても、導入的教育として、自己の足らざる部分を自覚させ、自学自修への動機付けを行うためにも、集合型の教育に一定の教育効果の高さが期待できるであろうと考え、また、司法研修所における集合的教育を行うのであれば、その機会に分野別実務修習を効果的・効率的に実施するための一定の教育を行うことも合理的であろうと考えるに至った。もっとも、そのために導入修習の期間が長期化し、修習の中核である分野別実務修習や選択型・集合修習の期間を縮めることは、できる限り避けたいとも考えた。

そのような立場から総合的に検討し、先ほど説明のあった実日数15日案をもって、法曹三者間の調整ができるのであれば、それで致し方ないと考えたものである。

ところで、導入修習のカリキュラムだが、現時点で、導入的教育は修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせるという目的に重点があると考えるので、カリキュラムも、そのために必要なものが中心となるべきであると考えている。起案は、それによって自己の知識・能力を自覚させる意味があり、行ってよいとは思いますが、それにはサマリー起案で足りるのではないかと思う。また、この機会に、効果的・効率的な分野別実務修習のために、法曹三者の心構えや各分野別実務修習の入り口で必要となる留意事項等を講義することにも意味があると思うが、本来、分野別実務修習の充実は、それ自体の充実方策の実行で図るべきものであり、分野別実務修習のための講義等で座学が長くなったのでは、本末転倒であろうと思う。

本日、委員の皆様の御意見を伺って、さらにワーキング・グループの下で協議を行っていきたいと考えている。

( 神村幹事 )

法務省が考える導入的教育の意義・目的は、法科大学院から検察実務修習への移行、特に生の事件を扱う段階へと移行するための架橋として、検察実務修習を適切かつ効率的・効果的に実施するために必要となる基礎的知識とマインドを身に付けさせることにあり、法科大学院の現状に対する臨時のものではなく、本来実施する必要のあるものである。現に各実務庁で実務修習の時間を使って行っていることを、今後は統一的・集合的な形でより効果的・効率的なものとして実施することだというふうに考えている。もっとも、最高裁から御説明のあった、現状の法科大学院の実情に鑑み、その不足を補うべく、修習生に気付かせて自学自修を促すという効果について、そうした考えがあり得ることを否定するものではない。

法務省の考えについて若干御説明申し上げますと、検察実務修習において生のケースを扱わせるに当たっては、例えば被疑者を取り調べたり被害者・目撃者から事情聴取をしたりする、あるいは警察に捜査を指示するなど、司法修習生として可能な限りにおいて実際にこれらを執り行わせるに際して、あらかじめ必要限度のレベルで検察官の立場や在り方、相手方について配慮すべき事柄や応対方法の原則、事件処理の実務的手順等を修得してもらっていないと、それらを実際にやってもらうわけにはいかない。そうした取調べ等は、同時に、生の事件の処理に向けた事実認定や法的分析と同時並行して行われるものであるが、実務における検察を含む法曹三者の実情を体感的に理解し、実務で求められるレベルについても認識してもらわないと、偏頗したあるいは適正さを欠いた扱いを生々のケースに対してすることになりかねない。その結果、生身の関係者に取り返しのつかない被害を発生させてしまう恐れもある。そこで、生のケースを扱う前に、今述べた必要最小限度の事項について理解させ修得させておく必要があると考える。法科大学院の卒業生が実務基礎教育を受けていることを前提とした上で、なお生のケースを実際に取り

り扱うために必要となるより具体的な事柄というものが、とりわけ当事者法曹に関する実務修習には存在するのであり、それらは実務修習の入り口で、いわば分野別実務修習の一部として、実務家によって教育するのが必要だと考える。そのため、現状、検察実務修習の各クールの冒頭にすべての実務庁で導入的教育が実施され、多くの庁で1、2週間を費やしているが、これらを1回にまとめて効率化するとともに、司法研修所の教官による高いレベルでの実施とする必要があると考えており、この点は前回も説明したが、そうした観点から、吉崎幹事から説明のあったワーキング・グループからの提案に合意させていただいている。なお、導入的教育のカリキュラムの内容については、今申し上げた趣旨、観点から、即日起案等を実施する必要があると考えている。

(巻之内幹事)

現行の弁護実務修習において修習生の多くが直面する課題に対し、修習生がスムーズに対処することができるようにすることにより、弁護実務修習を更に濃密な内容に充実させるとともに、弁護実務修習以外の分野別実務修習においても裁判官・検察官の視点と併せて、弁護士としての視点を持たせることで、短期間であっても、効率的かつ効果的な修習をさせるという意味で、今回の統一的導入修習を是非実現していただきたいと思っている。前々から弁護士会としては、統一的導入修習の必要性について唱え、民事・刑事の弁護導入講義を御承認いただいたという経緯があるが、弁護導入講義については、修習生から、1科目1日ずつでは期間が短すぎるといった意見が出ており、また、サテライト方式で行う講義の教育効果についても問題があるやに聞いている。そうしたことを踏まえ、ワーキング・グループで議論した結果、導入的教育の充実方策がまとめられた。吉崎幹事から、導入的教育については二つの目的があると紹介されたが、そのうち、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにするというのが、弁護士会の考え方である。



ただ、司法試験を挟んで法科大学院で受けた実務基礎教育から司法修習開始までの間に時間が空いていることから、リマインドをかける必要があるだろうということもあり、あまり理念的なところでぶつかり合うよりは、実際のカリキュラムの内容で、本当に充実した分野別実務修習の導入としてふさわしいかどうかという観点から、内容面で今後議論していく方がいいのではないかと考えている。どういう分野別実務修習が想定されるかについては、後ほど弁護士会の考え方を御紹介したいと思うが、想定している弁護実務修習は、むしろ弁護士の補助として修習生に活躍してもらうことによって、基礎知識を体得するというを考えているので、即日起案については、かかる前提から考えると、サマリー起案というより、実際に実務に使用することができる起案をさせるべきではないかと考えている。カリキュラムの具体的内容について司法研修所の教官室を中心に検討することについては全く異存はない。ただ、現在、分野別実務修習のどの部分に不足があると考えられているのか、あるいは、こうしたらもう少し導入がうまくいくのではないかとといった情報提供、要望については、弁護士会からもできるだけ協力してやっていきたいと考えている。

(高橋委員長)

法曹三者からそれぞれ説明があったので、意見交換に移りたい。

(井窪委員)

導入的修習の目的について様々な御意見があるという紹介があったので、その点について考えを最初に述べさせていただく。ここに述べられている知識・能力の不足に気付かせて自学自修を促すという目的と、分野別実務修習への円滑な移行を促すという二つの目的が、対立するあるいは矛盾するかのような印象を与えられがちだが、この二つは決して対立するものでも矛盾するものでもないと考える。また、実際にカリキュラムを作った場合に、どちらかに100%の軸足を置いて、もう片方をゼロにするということはありません。

ないことだと思う。そもそも、修習生は2000人もおり、その中には色々な能力・資質の修習生がいるので、修習生の現実の教育指導ということを考えて場合、カリキュラムの内容は当然バランスの取れたものとなるであろうし、そういう意味でいいカリキュラムを実現することが、法律実務家の知恵の見せ所ではないかと思う。先ほど巻之内幹事からもお話があったが、理念論にあまりこだわるよりも、そういったどちらの御意見も反映したいいカリキュラムを作るという方に早く注力した方がよろしいのではないかとの感想を持っている。

その前提で、少し違うことを伺いたい。先ほどの吉崎幹事の説明の中で、導入修習を実施することが今回の修習委員会で決まったとして、それをいつから実施するかについての説明がなかったように思う。せっかくワーキング・グループで議論を尽くして一定の方向性が出たのだから、できるだけ早く、来年から実施していただきたいと考えている。教官をはじめとする関係者の方々の御苦勞は大変だと思うが、何とか修習生のために早期の実現に向けて御努力を願いたいと思っている。この実施時期についてどのように想定されているのか伺いたい。

(松本幹事)

内閣官房に設置された法曹養成制度改革推進室(以下「推進室」という。)の副室長を兼ねている立場からもお願いがある。推進室も導入的集合修習というものを御提案申し上げているところである。予算面での最高裁の御苦勞は重々承知しているが、可能であれば、できるだけ来年から実施をお願いできればと思っている。

(小林(宏)幹事)

実施時期を決めるに当たっては、教室の問題、寮の問題、旅費の問題等様々な問題があり、直ちに始めるのは容易ではない事情はあるが、来年から実施できるかどうかも含めて検討していきたいと考えている。

(井窪委員)

入寮の話が出たが、司法研修所で集合的な導入修習を実施する場合、修習生用の寮の確保の点がどうなっているのか伺いたい。また、法務省にも寮の確保については御協力をいただいていると聞いたが、そのあたりも含めて現状を御説明いただきたい。

(吉崎幹事)

寮の確保の点については、修習生用の寮としていずみ寮があり、それに隣接する裁判官用の宿泊施設としてひかり寮というものがある。このひかり寮を修習生用に利用する方向で考えているが、その先については検討中であり、また、どの程度の人数が寮を必要とするのかという確定的な数字がない状況で、どの程度のバッファを見るかということも含めて検討する必要がある。ワーキング・グループの下で議論していきたいと考えている。

(松本幹事)

推進室が導入的集合修習を御提案するに当たり、関係機関という立場から、例えば司法研修所の近くにある税務大学校から、寮の提供の可能性があるかについて、話を始めつつあるという状況にある。こういったこともワーキング・グループでの検討の際に御紹介できればと思っている。

(井窪委員)

寮の確保の問題とも若干関連するので、この機会に先に申し上げる。日弁連が給費を含む修習生に対する経済的支援の充実を強く訴えてきたということは、折に触れてこの委員会でも御紹介したとおりであるが、この経済的支援の問題については、制度・運用両面から、今後も検討していく必要があると考えている。その観点から、少なくとも、今般の導入的修習の実施により修習生の経済的負担が増加するということがあってはならないと考えているので、そのようなことがないように十分な御配慮をお願いしたい。また、先ほど幹事会において修習全体の実情把握の必要性が確認されたとの御報告があ

ったが、その点については、修習生の経済的状況についても是非加えていただきたい。

(酒巻委員)

導入的教育の中身についての質問だが、不足している実務基礎知識・能力に気付かせて自学自修を促すという目的、効果的・効率的な分野別実務修習が行えるようにするという目的を達成するために、即日起案を実施して解説を行うということであるが、もう少し具体的に、即日起案をどのような形で実施することで、この目標が達成されるとお考えになっているのかを、各分野の方に御説明いただけるとありがたい。

(村田幹事)

あくまでもイメージではあるが、民事裁判の即日起案については、模擬記録を使って、具体的な事実関係を前提にして、その事実に法律をどのように適用するのかという法的主張分析を行わせたい。要件事実教育は法科大学院で実施されているが、導入修習では、要件事実の知識と理解を前提として、具体的な事実関係に法をどのように当てはめるのかについて法的分析をさせて、その上で解説しようと考えている。また、併せて、証拠の収集・評価という点についても、どのような立証活動や訴訟活動ができるのか、どのようなことが問題となるのかについて考えさせ、起案させてはどうかというようなイメージを持っている。

(中里幹事)

具体的な検討が詰まっていないので、現時点でのイメージということで御説明するが、刑事裁判の起案については、不足している能力等として、実務庁へのアンケートで事実認定に関する理解が挙げられているので、簡易な模擬記録に基づいて、事実認定を問うことは少なくとも行いたいと考えている。それと同時に、検討中ではあるが、単なる事実認定だけではなく、要証事実の法的分析であるとか、事実認定が手続とどのようにリンクしているのかと

この点の理解についても、可能であれば問うことを考えたいと思っている。

(酒巻委員)

検察，民事弁護，刑事弁護で，即日起案をすることと不足している実務的基礎知識・能力に気付かせるということが，どのように結び付くのかということを知りたい。また，民裁・刑裁教官室が言われたことは既に法科大学院でやっていることなので，それとどこが違うのかを教えてください。

(廣上幹事)

検察科目についてもイメージの段階で，確たるものではないが，当事者法曹としての事実調査能力，法的分析能力というところが，実務修習に効果的に入っていくための導入として必要だと考えている。一つのアイデアとしては，例えば，検察官の場合，警察から事件送致を受けて，更に捜査を進めていって終局処分を行うという捜査実務の導入となると，送致段階の記録を踏まえて，今後どういった捜査をしなければならないかということ具体的に検討してもらいたい必要があると思うし，また，終局処分に当たっても，検察官の場合は起訴した後の公判でどういった展開が起こるかということも踏まえた上で処理するので，端的に言えば，例えば被疑者の自白がなくても立証できるのかどうかといった視点も考えながら事件処理をする必要がある。そういったところを考えると，送致段階や終局段階の起案を通じて，今のようなフル起案ではなくても，レポートでも結構だとは思っているが，検察官の本来の捜査の考え方や終局処分の考え方を教えていく必要があると思っている。

(巻之内幹事)

本来は，出縄幹事が民事弁護の説明をするところではあるが，本日は欠席しているので，日弁連から要望したいことを御説明したい。起案として考えているのは，訴状や答弁書であるが，例えば訴状では，法律相談の内容を書面あるいはビデオで修習生に見せたいと思っている。その中には，余計なことも含め様々な事実が出てきており，その中から要件事実が何であるのか，

重要な間接事実が何であるのか、その他、要件事実とは全然関係ないが依頼者としては一番言いたいこと、背景事情はどういうことなのかを整理させ、それぞれ証拠との関係性を見いださせて、その上で起案をさせることが考えられる。起案をすることによって自分が本当に理解できているのかが一番よく分かってくる。また、書かせた上での添削、意見交換、指導ということが重要となる。どういう点に気付いていないのか、あるいはどういう点はもっと重要なのか、といったところを教官と修習生との間で議論していくことによって、今後、分野別実務修習に進んだ際の対応を予告しておくことになる。同じようなことを今度は分野別実務修習において法律事務所でやることになる。そんなイメージでいる。

(木村(哲)幹事)

検察や民事弁護と比較して、刑事弁護の独自性、特徴というのは、基本的に受けの立場にあるということにある。検察官の主張立証に対してどうやって反論していくか、こちらが主に立証するという話ではなく、受けの姿勢でいったいどういった弾劾ができるかということを考えさせなければいけない。となると、まずは検察官の主張をどう把握するか、次に事実を分析して行って、被告人にとって有利な事実・証拠はどれだけあるか、さらに、それをどう構成すれば最も有効に弾劾することができるか、そうした視点を持ってもらわなければいけないが、こうしたことは修習生にとっては分かりづらいところがあるようである。したがって、刑事弁護においては、まず記録に基づいて弁論要旨を起案させる。サマリー起案になるのであれば、検察官の主張はどういったものか、これに対してどういった方向で反論すべきなのかといったことを書かせることになると思う。分野別実務修習を終えてきた修習生の中でも最初の起案というのはいかにも裁判官が判決書を書くような起案をする者がたくさんいる。そのあたりをまずは書かせて、自分で考えて自分で表現させる、しかる後に、それについて刑事弁護人の視点として物事を考え

た場合にどういう構成がいいのか、どういう分析が必要なのか、といったあたりを教えていきたいと考えている。サマリーという言葉が出ているが、これはおそらく、今は1日かけている起案について、時間的に圧縮する趣旨だと思うが、我々としては弁論要旨の全文起案をさせてみたいということもあり、例えば論点を減らした記録を用いるなどして、何とかそういう起案をさせたいと考えている。

(鈴木委員)

前日も申し上げたが、裁判所では実務修習に耐えられないような修習生が多いという認識はあまりないということもあるし、制度が改革された際に法科大学院ができれば司法修習は不要だといった議論があった中で、実務修習というのは何事にも替えられないものであるという議論がされていたかと思う。そういう意味で、実務修習というのが核心であるわけで、実務修習の期間が更に短くなるということは是非避けたいと考えている。したがって、導入的教育ををするとしても、各自が足りない知識・能力を気付かせ自学自修につなげるというものであるべきではないかと思っている。ワーキング・グループで色々と検討していただき、導入修習を実施するという方向で検討が進んでいること自体に反対するわけではないが、仮にそういう方向で動くにしても、絶えず修習全体の実情を把握して見直すべきは見直すという心構え、基本的な考え方で進めるべきではないかと思っている。

(高瀬委員)

法科大学院では知識・技能に関して十二分に教育が行われているということは、疑いはないと思うし、これによって知識と技能が身に付いているということについてもコンセンサスが得られていると思っている。にもかかわらず、過去においては弁護士会の方から問題意識が指摘され、今回は検察の方からも御意見が出ているのだが、おそらくこれは、知識と技能をうまく有機的に併せて色々判断・選択をする、それによって自分の立場をどのように考

えるかということについての教育を徹底的に受けているわけではないので、そのあたりに非常に大きなばらつきがあるのではないかと受け取っていた。これをどうやって解決するかという点において、検察あるいは弁護の方は、集中的な導入的教育が必要ではないかという話であったし、裁判所は、それこそ実務修習でやらないと身に付かないといった御意見だったと理解している。問題は、コンピテンシーと言われる、知識と技能を有機的に使って判断・選択を複数の要件が重なっている状況の中でやるという能力を、どうやって効率よく教育するかということに集中していると思う。そのために、導入教育が有効だという結論がワーキング・グループで出されたのであれば、それは有効だと思う。ただ、法科大学院で教えていることをまた教える必要性は全くない。先ほどから、導入修習で教えるべきと実務家が考えていることについて、法科大学院でも既に教育しているとの御意見が出ているが、実はその内容は微妙に違うと思う。すなわち、司法修習では、実際にある案件に関して、その複雑性の中で、かつ、短時間で、それをどう判断できるか、ということが要求されており、それが即日起案という形になって出てきているのではないかと考えている。そういう意味で、不足している実務的基礎知識・能力に気付かせるということよりも、実務的基礎知識・能力はあるが、それを有機的に使う能力に不足やばらつきがあるということについて自覚させる、というのが正確な表現だと思っている。このように考えると、導入的教育の目的とされる二つの点はあまり異なるものとなるのではないか。こうしたコンピテンシーの不足について、どうやって1年間の実務修習で実務に耐えるレベルにするのかということに注目すれば、自ずからやるべきこと、目標ははっきりするのではないかと思う。法科大学院と司法修習との間の役割分担という点で言えば、司法修習ではコンピテンシーに注目して、有機的に使うべき知識・技能については当然用意できているように教育していることを確認していただきたい、ということで整理できるのではないか。司



法修習の開始段階で、修習生に何が身に付いていて、どの点にばらつきがあるのか、大きく劣っているところはどこなのかということに注目すべきではないかと思うが、知識・技能についてはばらつきや不足はないと思っている。

(稲川委員)

前回の委員会で酒巻委員から司法修習を受ける側のニーズ等に注目すべきとの御意見があり、また、検察修習について何故にあのようなアンケート結果が出たのかについて検察の実務修習の責任者という立場から疑問があったので、この間、法科大学院に派遣されている検察官6人に対して、刑事実務基礎教育で何を教えているのかについてヒアリングを実施し、また、修習生に近い立場にある新任検察官40人に対してアンケートを行うとともに、うち11人に対してヒアリングを実施して、それらの結果やこれまでの議論等を整理して問題を考えてみた。6年ほど前に新制度を作った時、理念としてのプロセスとしての法曹養成はいいと思っていたし、うまくいこうと思っていた。今でもその考えに変わりはない。しかし、基本的設計に問題はなかったが、法曹として必要となる汎用性のある基礎的能力の内容によっては、法科大学院の教育や司法試験と司法修習における実務教育、二回試験との間に連続性が保ちやすいものと、必ずしもそうでもないものがあり、また、科目によっても、同様に、連続性が保ちやすいものと、必ずしもそうではないものがあるのではないかと、思っている。さらに、刑事の分野では、裁判員裁判が始まった後の5年間で現場の実務が全く変わってきている。これらの要素がからまって、当初予想した以上に、プロセスとしての法曹養成が、うまくいっているところとそうでないところがはっきりしてきたということであろう。例えば、法的分析能力や判断能力はすべての科目に共通しており、連続性の強いものであろうと思う。しかし、当事者法曹における事実調査能力については、必ずしも法科大学院における実務基礎教育と実務修習が連動していない部分もある。その辺の認識の違いがそれぞれの立場からの発言の

違いとなっているのであろうと思う。もう少し具体的に分かりやすく説明すると、例えば刑事科目でいうと、法学部で刑法と刑訴法を学んで、それをベースに法科大学院においては確定した事実に法律を当てはめるということが行われ、判例を中心とした争点ごとの法的分析能力は高まるであろう。その結果、そういう内容の司法試験にも耐えられる。確定した事実に当てはめることはできるが、事実の前提となる証拠だけを見せられて、証拠の評価を判断する、この積極証拠はどこまで推認力があるか、あるいはこの消極証拠はどのように評価するのかといった能力は試されていない。ただし、その前提となっている確定した事実に法律判断を当てはめるという基本的能力は十分できているので、例えば、刑事裁判教官室において、合格者に対して事実認定の基本的手法について書かれた教材を送って熟読を指示し、導入段階の起案で簡単な事例を出題して一度証拠の評価を判断する起案をさせると、比較的スムーズに事実認定の世界に入ることができ、それを実務修習で繰り返させることで最終的な二回試験にもつながる、というように連続性があるといえるのではないか。民事裁判についても、要件事実については法科大学院で教育されているので、刑裁以上に連続性が分かりやすい。こうした民裁・刑裁、あるいは法的分析能力、判断能力といった点は連続性があるが、これに対して検察や刑事弁護となると、どちらかというとも最終的な確定した事実に当てはめるというよりは、事実以前の問題として、何が争点になり得るのか、それに対してどういう証拠があるのかわからないのかが分かっていない段階で、どういう調査をしてどういうものを発見していくのかというプロセスが一番重要になる。従来の4か月ずつの実務修習と異なり、期間が短くなったこともあり、一番重要なところを実務教育で教えたいという感覚があると思うので、最初の段階で、確定していない事実の中で物事を推測して問題点を把握してそれを解明するためにどのような調査をするか、といったことを求めていきたい。それは現在の刑事実務がそうになっていることと呼応している。裁判員

裁判が始まって、公判前整理手続が始まって、証拠開示が徹底されるようになって、公判前でだいたい方向性が決まってしまうようになり、刑事弁護人からすれば、被疑者国選弁護人が5年前の10倍以上増えている、重要事件では取調べの可視化が進んでいる、そういう中で最初の弁護活動が一番大事であり、検察にとっても初動捜査で決まってしまうという状況にあり、そこでどのようにものを考えられるか、どういう活動ができるかといったところが今の刑事実務の中心的課題になりつつある。こうした現場の状況で、判断の前提となる調査ができておらず、そこは教える必要がある、それに加えて被害者の問題など色々問題が出てきており、現場に無理が生じているのではないか。ちなみに、今回行った新任検事に対するアンケートの結果を見ると、例えば、法科大学院で模擬の送致段階の記録を使用した演習、講義があったかどうかの質問に対して、40人のうち12人があったと回答し、残り28人はなかったと回答した。法科大学院においてはこうした演習を実施しているところも確かにあるのだが、その内容は、一般的な留意事項にとどまり、具体的に何が問題になっているのかといったところまでの演習はしていないということだった。刑事弁護に関しても、初回接見についての講義等を実施しているかという質問に対しては、半分ぐらいが実施したとの回答だったが、具体的な事例に基づく解説というよりも、一般的な注意事項の説明を受けているだけであったという。当事者法曹としては、こうした場面が一番大事で、実務に入ったら一番最初に教えたいというところなのだが、現実的な法科大学院の限られたコマ数の中では実現できていない部分もある。そのあたりをうまく補完しながら、法的判断能力が前提となるものではあるが、事実調査能力、コミュニケーション能力といったあたりもトータルでバランスよく教えて実務修習に出すと、すべての科目がバランスよく行くのではないか。こうした思いが現場の指導者に強かったのではないかと思う。集合的な形で導入修習を実施することには賛成で、何が欠けていて、どこが足りな

いのか、という観点から具体的なカリキュラムを策定していただきたい。

(酒巻委員)

稲川委員の御意見はよく分かり、だからこそ、裁判科目と当事者法曹とで少し意見が違ってくるということもあるのだろうと思う。後は、そうした部分を導入修習で行うに際して、即日起案という方法がいいのかどうか、伝統的な方法である即日起案以外にも、それぞれの分野について、何かより効果的な方法がないかどうか、是非考えていただきたい。

(鎌田委員)

高瀬委員の御意見は全くそのとおりだと思う。コンピテンシーを高めるために、法科大学院、司法修習、さらにはOJTにおいてどういう役割分担をして、どういう教育目標、手法を使えば一番効果的なのかということを考えるべきだと思っている。今般のワーキング・グループの御提案を見ると、15日間のカリキュラムの具体的内容はまだ定まっていないし、分野別実務修習のガイドラインも抽象的であって、全体としてのカリキュラムが見えていない中で、15日間は必ずやる、即日起案を必ずやるということだけを決めるというのは、教育システムの改革の議論の中では異質な議論の仕方をしているとの印象を持った。民事弁護との関係で言えば、即日起案で訴状や準備書面が作成できるようにする、そして、その能力を前提にして弁護修習の中では弁護士の補助としてどんどん書面を作成していくとなると、新司法修習の在り方について議論が始まった当初の、従来の実務修習ではそのようにやっていたのに新制度になったら書面を書けない修習生が実務修習に来て問題だ、といった議論に回帰してしまっている気がしている。新修習の理念はそうではないという方向で、これまで修習委員会での議論を進めてきたと思うのだが、仮にそのようなやり方で実施していくとなると、法科大学院の教育目標は、司法試験に通ったら、実務修習に入った直後に即日起案があるので、そこで完璧な書類を作れるような勉強をしていきましょう、ということ

に転換していくことになるのか。法科大学院側としては、教育目標について今までと違うものが求められるようになるのであれば、それはかなり大きな実際上の転換を余儀なくされる。あるいは、法科大学院生の意識という面でも、何を勉強して実務修習に入っていくべきかというところも変わってきてしまうような気がする。そういう意味でも、導入修習を設けるのであれば、ここでは何を目標にして行うのか、即日起案は何のためにどのようなことをするのか、それ以外に導入的教育の中では何をやっていくのかということは、もう少し具体的に提示していただく方が、法科大学院としては大変助かる。

(今田委員)

何が要求されているのかというのが分かりにくい。私の理解では、大きな問題としては、司法修習生の質にばらつきがあり、中には非常に対応に難しい修習生がいて困っている、ということかと思う。法科大学院では、制度自体の哲学から、多様な層の学生がいて、能力だけではなく、思考についても多様な学生がいて、その結果として、そうした学生が司法修習に入ってきたときに、現場はそういった修習生を受け入れるのに苦慮しているという状況があるのであろう。また、現場の方も、色々な分野で状況が違う。裁判員制度等の制度の変化の中で、現場においても分野によって不足部分や問題点が違うのではないかという状況があるように思う。こうした修習生も様々、現場も様々という状況の中で、分野別実務修習がどうあるべきかが問われているのであるが、その対応として、1か月ほどの集合的な導入修習をすることで対応しようとする案が議論されているというのは、不足、課題からいってしっくり来ない。むしろ、もっと個別具体的に問題点に対する対応案を考えるべきである。また、全員を司法研修所に集めるというのは大変コストもかかるし、実務修習の時間を削るという問題もある。具体的なカリキュラムの内容が、各分野の様々な不足を補うことができ、かつ、様々な学生の不足する能力を補完することができるような素晴らしいものとなれば、今申し上げ

たようなことは杞憂になるということは分かるが、カリキュラムが不明確な現状での今般の御提案は、不足や課題とうまく合致しておらず、効率的・合理的な対応策になっていないのではないかという思いがある。

(翁委員)

色々話を伺っていて、司法修習生に不足している実務的基礎能力として、一つは、知識と技能はあるがそれを組み合わせて有機的に判断することができないということ、もう一つは、稲川委員の言われたように、事実が確定したものは法科大学院でやっているが、事実認定について時間的な制約の下でやっていくという訓練はできていないということなのだが、このような理解でよいのか。カリキュラムの具体的内容を策定するに当たっては、具体的に何が不足しているのかということが明確になれば、そこに重点を置いてカリキュラムを作成することで対応していけばよいと思う。これらについては、法科大学院の現状では十分に教育できていない、差が生じているということなのか、法科大学院の守備範囲ではないということなのか教えていただきたい。

(鎌田委員)

様々な観点がこの議論についてはあると思うが、法科大学院では法理論を教育し、それを実務に架橋する助走ぐらいのところを中心にやるので、生の事実を提供してこれにどのように対応していくかということについては、実務修習を通じて身に付けるべきものであり、司法修習の開始段階でできないのは当たり前と思っている。また、法曹養成制度検討会議で導入的教育の充実ということが言われ出した当初は、法科大学院における実務基礎教育にはばらつきがあるということが指摘されていたが、そうであるとすれば、それは法科大学院において、法科大学院の責任で解消すべきというのが本来の議論であり、法科大学院では何もできないのだから司法修習の方で時間を使ってでも調整しますというのは筋違いだろうと思っている。こうした問題を解消

するために現状の法科大学院の教育では足りないということであれば、それは法科大学院にきつく要求していただくと同時に、司法試験を一定の能力が担保されるスクリーニングとなるようなものにするの方がむしろ重要である。15日程度で身に付くものを法科大学院では教育できないなどということはある得ない、と法科大学院側としては思っている。

(井窪委員)

今般の15日間の導入修習実施、即日起案を行うという御提案について、議論に加わった裁判官、検察官、弁護士の方々は、裁判官、検察官、弁護士にとって必要な資質・能力はどのようなものか、それを1年間の司法修習においてできるだけ効率的に教えるためには、どのような導入修習、分野別実務修習とするべきなのかというイメージを持っており、その中で議論を重ねてこういう結果になったのであろう。決して、即日起案ありき、15日間ありきという話ではなかったと思う。その具体的内容をもう少し詰めてから御説明すればいいのかもしれないが、逆に、カリキュラムの個別具体的な内容については、現場の教官にある程度お任せすべきもので、委員会の場で踏み込んで議論するのはかえって問題があるように思う。導入修習等の具体的な内容についてイメージの中ではそれぞれがお持ちだと思うが、それが俎上に乗っていないために、どうしても議論が抽象的あるいは空中戦的になってきてしまうのではないか。各委員から御指摘いただいたようなことは、ワーキング・グループのメンバーや教官も当然、十分に認識した上でこれから具体的なカリキュラムの作成をしていくことになるだろうと思うので、その成果を待ってまた御議論をいただいたらいいのではないかと思う。弁護士会の中でも、どういう内容がいいのか、制度趣旨に則ってなおかつ効果的なカリキュラムはどのようなものかということについて、かなり厳しい議論もされており、いずれその成果が出てくると思うので、出てきたものをまた御評価いただくということによろしいのではないか。実際に指導に当たる実務家の先生

方や教官方を信頼してもう少し検討を進めていただいたらいいのではないかと思う。

(稲川委員)

1点補足したい。ヒアリングをした新任検事の話だと、法科大学院で実務的な話を色々聞かせてくれるところもあったようだが、そういった実務的なところというのは、その時すぐ役に立つわけではなく、目の前には司法試験というものがどうしてもあり、合格率が低い現状から、意識がそちらに行ってしまうということはあるようだ。法科大学院における実務基礎教育の内容を思い出す機会、あるいは自分のレベルを気付かせる機会というものが最初にある方がいい、という考えのようだ。その前提には、司法試験というものがどうしてもあって、実務的な科目が、必ずしも予定していたような形で機能していないという部分があるのではないかというのが、法科大学院出身者の意見であった。

(井窪委員)

法曹三者で多少違いがあるとすれば、やはり、弁護士の場合、前回は申し上げたが、1年の司法修習を経て、資格を得たときからたった一人で実社会に生起する生の事件を取り扱わなければいけないという面がある。当然、OJTは必要で、OJTによって能力・知識が身に付いていくわけだが、そのことと、司法研修所を出て登録した時点で単独で弁護士としての業務が遂行できる能力を身に付けている必要があるということは、全く矛盾しない。弁護士というのはどうしても一人で生の事件に立ち向かわなければいけない仕事であり、しかも、実務修習期間が重要であることは御指摘のとおりだが、それが2か月しかない中で、弁護士が事件を作ったり選択したりするわけではないので、いくら意欲のある指導担当弁護士と意欲のある修習生が結び付いたとしても、その時に適切な案件があるかどうか分からない。そういうことを考えた場合に、分野別実務修習をより意義あるものとするために、導入



的な修習で、弁護士としての考え方、役割、問題の解決の難しさ、手法をある程度教えて、分野別実務修習に送り込んで、ただの見学ではなくて主体的に案件に取り組めるようにする、ということが、1年間を効果的に過ごすために極めて重要なことだと考えている。弁護士として指導に当たる人たちはみな同じようなイメージを持っていると思う。それをどのようにカリキュラムに生かすか、分野別実務修習に生かすかという具体的な方法論としては、人それぞれの考え方があり、弁護士会でも議論しているが、狙いはそんなに違ってないと思うので、今申し上げたことに共感していただけるのであれば、もう少し任せていただければと思う。

(酒巻委員)

鎌田委員が言われたことに関連するが、法科大学院にどのような教育を求めているのか、ということを感じる。これまで、できるだけ理想型に近い実務基礎教育をやってきたつもりでいるが、それに不足があるというのであれば、先ほど鎌田委員が言われたとおり、それを更に充実する道はあると思うのだが、そこがちょっとはっきりしない。そして、足りないと言われているところについては、それは法科大学院で教育しているという部分もたくさんある。ただ、そうでない、専ら当事者法曹の目から見た事件の捉え方、あるいは本当に生の証拠に基づいてとなると、法科大学院ではできないことなので、生の事件に近い材料を使ってとなると、即日起案といったことになるのだろう。それは法科大学院でもできることなのかもしれないが、そのあたりの役割分担を明確にしていきたいと思う。導入修習でそうしたことをやるのであれば、法科大学院では、実務基礎教育はせずに法理論教育を充実させた方が、確固たる理論的基礎が身に付いて、後は実務修習でやっていただいた方が伸びるのではないか、という見方もあると思う。そうした役割分担が不明確のまま、法科大学院と司法修習の接合部分にこうした導入修習を設けるというのは、どうも今ひとつ気持ちが悪いので、何とか明確にしていきたい。

(村田幹事)

法科大学院に派遣教員として行っていた経験があるが、酒巻委員の言われた点について申し上げますと、法科大学院と司法修習の役割分担と連携が必要であることは言うまでもないが、その役割分担と連携といったときに、両者の役割が必ず截然と区別されなければならないのか、それとも、両者にまたがるようなレーゾンがあってもよいのか、ということは考えなければいけないことであると思う。法科大学院では、例えば、民事訴訟実務の基礎といった科目で、記録教材を用いて争点整理の一般的な仕方を教育するなどしており、ある意味では、司法修習と同じようなことを行っているように見える。それは、実務ではどのようなことをしているのかについて具体的なイメージを持ってもらうために行っていることである。しかし、実務で活きた事件において争点整理を実践することと同じようなことを行っているように見えても、実務のイメージを持ってもらうために行っているにすぎず、イメージを持つために行っているのか、実際にプラクティスとしてどのように活きた事件を取り扱うべきかを考えるのかでは違いがあるし、取り上げる事件の事案の難易、複雑さ、奥深さもかなり違う。法科大学院で、実務がどう動いているかという基礎的な部分を知っておいてもらって、実際の法の適用の場면을イメージしてもらうことは大事なことである。それを踏まえて、実務修習に入って、実際に自分の知識・能力を使って事件を解決していく、法的分析をして事実認定をするということを体験的にやってもらうのだが、その間に、修習の導入的な部分において架橋的に、法科大学院で修得した知識・能力を確認しながら模擬的な記録で同様のことをやり、その過程で、例えば要件事実の知識や理解が足りないということであれば、それについて自学自修の必要性を自覚させた上で、より深い実務に入っていく、という方法を採用することには意味があるのではないかと思う。司法修習で導入的教育を実施するからといって、法科大学院での実務基礎教育がいらなくなるものではないと思っ

ている。

(鎌田委員)

村田幹事のおっしゃることも稲川委員のおっしゃることもそのとおりだと思うが、この委員会が始まって10年経ったところで司法修習の制度を形の上でかなり大きく転換するということは、今までの司法修習あるいは法科大学院教育に対する一定の反省を踏まえて、その欠点を補うためにやろうとしていることは明らかであろうと思う。そのような大改革をして、その冒頭に何が来るかということ、訴状や準備書面の作成ということでは、法科大学院教育を終えて司法試験に合格した人に最も欠けているのは、書面作成能力であるというメッセージとして伝えられかねない。これまで、法科大学院、新司法修習を通じて獲得しようと思っていた目的からの大転換という形で受け取られることのないように細心の注意をしていただきたい。また、司法試験の合格者にとっても最初の関門で、そこで自分の一生が決まるかもしれないという意識を持って臨むものが即日起案であり、そこでかん養されるべきものは書面作成能力であるということが、将来の法曹養成に対してどういう影響を与えるかということ十分に御検討いただく必要があると思う。その上で、それでも15日間の導入修習を実施し、その中で各科目即日起案を中心に実施することが最善の方法であるという検討結果なのであれば、そうなのであると思わざるを得ないのかもしれないが、制度を大きく変える提案をする側に証明責任があると思うので、後は信頼して下さいという議論の仕方は社会的に通用しないだろうと思う。

(高瀬委員)

今回の御提案は、司法修習をこのような形で今後ずっと続けていくというものだとは理解していない。今後、法科大学院側においても様々な改革が行われることと思うし、司法試験もあるいは変わるかもしれない。司法修習は法曹養成課程の最後なので、上流である法科大学院等の影響を受けて、最後

の司法修習でつじつまを合わせないといけないということは仕方のないことで、その中で、現状のミスマッチに対して司法修習としてどういった形でやるのが現時点で最善の策かという話をしているわけで、この形での修習制度がベストだということはもちろんないと思うし、上流の方で大幅な変化があった場合には、司法修習の在り方も考え直すことになるはずであり、今回の御提案が固定的なものではないということだけは確認させていただきたい。

(井窪委員)

高瀬委員の御発言のとおりで、全く異存はない。前日も申し上げたが、今回の15日間の導入修習は、これまでの法科大学院を中核とする法曹養成制度をいささかも変えるものではないという認識を持っている。今般の導入的教育の在り方について議論をしてきた中で、法科大学院の役割を軽視するという考えでこの問題に取り組まれた方は一人もいないと考えているので、その点については、くれぐれも誤解のないようお願いしたいと思う。

(松本幹事)

先ほど検事・裁判官の法科大学院への派遣の話があったが、推進室としては、法科大学院に対する人的支援の見直しが検討課題となっている。文科省から、公的支援の見直しについて、司法試験合格率や定員充足率等に基づいて今の法科大学院を3類型に分けるという案が示されている。推進室としては、その第3類型については、検事・裁判官を派遣しない、また、第2類型についても、A、B、Cと分かれているうちのBとCについては、実入学者数が10人未満の法科大学院に対しては、検事・裁判官を派遣しないという方向で検討している。これは、来年の閣僚会議決定を経て正式決定ということになるが、具体的には、来年の司法試験の結果を当てはめて、それ以降の派遣契約に反映させる、という状況にある。

(高橋委員長)

では、分野別実務修習に移りたい。

先ほどと同様に，小林宏司幹事，神村幹事，巻之内幹事から，分野別実務修習のガイドラインの骨子について，補足説明をお願いしたい。

(小林(宏)幹事)

それでは，最高裁から，民事裁判修習及び刑事裁判修習のガイドラインについて御説明する。

既に前回の委員会で提出していたが，お手元の資料47「分野別実務修習の充実方策」という書面に，民裁及び刑裁のガイドラインの骨子を記載している。内容としては，起案の本数について，少なくとも4本，そのうち2本を事実認定が問題となる事案というふうに明示した。

これにより，単なる本数のみならず，取り組ませるべき事案の質も含めて，各配属庁に最低限指導を求める内容を明確化している。

また，起案に適した事案がない場合も想定して，修習指導に適した既済記録を蓄積するなどの工夫をするよう，また，同一記録を複数の司法修習生に検討させて指導したり，手続の傍聴の際に，手続の進行を意識した指導をしたりするよう，指導担当者に向けたメッセージも記載している。

そのほか，可能であれば，法曹三者による記録検討演習を行うことも盛り込んでいる。

今後，この骨子を具体化したガイドラインを策定，周知する予定である。

(神村幹事)

量的充実に向けたものとしては，捜査実務修習については，進行中の事件を可能な限り多く配てんするとしている。「可能な限り」の趣旨は，現状で配てんできているよりも多く配てんするということである。本日の幹事会で，目標となる件数が出されていないとの指摘があったが，検察実務修習においては，確定記録等を用いて起案をさせるのではなく，進行中の生の事件を題材にして，実際に被疑者の取調べや被害者等の事情聴取等をやらせることに中心的意義があると考えている。そして，一つの事件について担当させられ

る修習生は、2人や3人ということもあるが、基本的には1人であると考えているが、進行中の事件がどの程度あるかということになると、大規模庁で100人近いというような修習生を抱えているところと、数名の修習生だけのところとでは事情も異なってくる。具体的な件数を挙げていないのはそういった理由による。

また、公判実務修習については、全修習生に体験させるとしているが、これは、現状では公判実務修習を実施できていない庁もあるという実情を踏まえてのものである。

質的充実に向けたものとしては、導入修習が実施された場合には、個々の修習生の個性や能力等を事前に把握することができるので、それに応じて指導をすることで質を上げるという内容である。

#### (巻之内幹事)

先ほど井窪委員が言われていたことに全く同感なのだが、弁護士にとって修習の出口がいったいどの辺にあるのかということ、汎用性のある基礎力という言葉が使われているが、弁護士は登録すれば単独で業務することができる。法律事務所に勤務しないようないわゆる即独の場合はもとより、法律事務所に勤務しても、事務所が受任した事件については担当弁護士の指導によってOJTを受けられるが、個人で受任した事件についてはほとんどが新人弁護士が単独で進めていくことになる。また、企業等の組織に入った場合、最初から法務のプロとして扱われ、場合によっては責任が転嫁されるということもあるように聞いている。こうした事情を考えると、司法修習の到達点、出口としては、弁護士として直ちに単独で業務を遂行できる能力が修得できていることが目標にならざるを得ないと考えている。これは、弁護過誤による被害を発生させないための社会的責任だと考えている。もっとも、当然のことながら、OJTによる継続教育は必要である。それによって腕を磨き、業務範囲を広げるべきだと思う。しかし、OJTがあることを理由に、あるい

は修習生の数が多くなったことを理由として、修習の出口における修習生の能力、レベルを、旧修習と比較して下げてもよいということには絶対にならないはずであると思っている。むしろ、法科大学院を経て修習をした以上、そのレベルは上がっているはずであり、それを生かしたいというのが我々の考えである。また、一方で、新人弁護士は自分の能力を正確に把握している必要がある。例えば、単独受任の機会があった場合、自分の能力を超えると判断した場合には、先輩の弁護士に入ってもらうなどして対処すべきである。したがって、修習終了時に修得しておくべき能力の一番基本的なことは、自分の能力の限界を知っていることである。それはすなわち、弁護士として単独で業務を遂行できるだけの基礎的な能力というものが、自分にどこまで修得できているかを知るということであり、その基礎的な能力があるということ为前提にして、送り出すべきだと思う。こういう前提で、さかのぼって、分野別実務修習をどう考えるか、導入修習のカリキュラムをどう考えるか、ということを経験者としては進めていきたい。

弁護実務修習におけるガイドラインの考え方について説明させていただくが、弁護実務修習の狙いは、司法修習生が、多様な関係者が絡み合う生の紛争に対峙し、指導担当弁護士の指導の下ではあるが、プロを目指す者としての自覚と困難さを意識しつつ、当該事案を分析し、紛争解決の糸口を探り、依頼当事者の利益を最大限生かすべく、最終的な解決に至るための方策を選択していくといった体験を通じて、弁護士に求められる基礎的な能力と技能、技術を修得させることにあると考えている。

また、今、紛争の解決だけではなくて、予防司法面での弁護士の活躍が大変重要なポイントになっている。その意味でも、生の事案に適用する契約書や意見書の作成作業を通じて、これらの能力、技術を修得させるべきだと思っている。

このような目標を達成するためには、単に多数多種の事案に触れるだけでは

なく、一つ一つの事案に丁寧に組みませ、指導担当弁護士の指導の下で積極的に弁護士業務の補助を行わせることが重要であると考えている。

具体的な指導の方法だが、まず、弁護士が一番最初に接するのは法律相談や被疑者との接見、被告人との接見、事情聴取、顧問会社の社員から色々なことを聞いて契約書を作るような場合も含めて、事情聴取からスタートする。この時に、司法修習生に疑問点を発問させたいと思う。

事情聴取の段階において何を教えるかという点であるが、まず、鵜呑みにするなということだと思う。このことは導入修習においても教えられと思うが、依頼者の言うことを鵜呑みにせず、証拠に基づいて理解し、あるいは、その発言の中で矛盾を探すようにするということからきちっとやっていかないと信用を失ってしまう、というようなことを教育するべきであろう。それを踏まえて、この時点で修習生に発問をさせ、不足する証拠だとか、必要な資料を収集させていきたいと思う。これによって単なる傍聴人ではなく、法律事務所の一員として活躍させたいと思う。

そして、法律相談終了後は、その相談内容を整理させ、法的分析、立証上の問題点、あるいは被聴取者が訴える背景事情、解決手段の選択、解決の見込み等について、まず修習生にプレゼンをさせたいと思う。その上で指導担当弁護士と意見交換を行う方法としたいと思う。

法律相談を整理することは極めて難しいところもあり、私たちも新人のころ、大変苦労をした。修習生も苦労すると思うが、導入修習により、一つ予習してきているので、多分一歩先から進めることができるのではないかと考えている。

法律相談から訴訟手続に移行する場合は、裁判所に提出する書類を起案させる。複数の弁護士がいる事務所であれば、できれば、所属事務所の弁護士全員の前でプレゼンをさせて、意見交換をする。そのようにすることによって、より効果的な修習ができるのではないかと考えている。



指導の内容であるが、民事の場合には、やはり要件事実の構成、間接事実の認識による簡潔明瞭なストーリーの展開、主張する事実と証拠との関連性を明らかにするということに重点を置いた内容としたいと思っている。

また、起案したものを添削し、その後、依頼者への確認、それから依頼者の要望等を踏まえて修正を行い、起案を完成させ、実際にそれを裁判所に提出する。そういうことによって、自分が苦労して作った書面が実際に使われていくということで、また次の起案、あるいは、次の修習についても、主体的・積極的な取組が期待できると思っている。

尋問事項書についても同様に起案させ、これは実際に記録を精査させ、依頼者からの聞き取りを行わせた上で起案をさせる。そして、意見交換の上、実際のその指導担当者は、この修習生が作った尋問事項書をできるだけ生かして尋問するようにし、それを修習生に聞かせるというようなことで、修習の実を上げたいと思っている。

この尋問事項は、実は訴訟外でいけば、交渉、意見書や、あるいはプレゼン等の能力の育成にも大変役立つことだと思っている。

最後に、弁護士会による調査及びサポートについてであるが、弁護実務修習のさらなる充実方策について、各弁護士会の実情を調査の上、引き続き、各弁護士会の司法修習委員会及び日弁連司法修習委員会でサポート体制等について協議し、司法研修所及び当委員会の幹事会に報告するということを考えている。なお、協議事項については、司法修習生の経済的支援の範囲を広げることも含めていただきたいと考えている。

以上の説明については、まだ弁護士会の意見が集約されているものではない。一部の弁護士の考えに基づくものであるが、他の弁護士に聞いてみると、全然代わり映えがないと言ってくれた。代わり映えがないということは、自分たちもやってきているのだという意味ではあると思うが、我々としては、あまり斬新なことを要求するよりは、あるいは、拘束的なルールを付けるより

は、闊達な実務修習をしてもらうためのガイドラインを作成し、一つ一つ真摯に進めてもらうことが有益であると考えている。

(高橋委員長)

それでは、分野別実務修習の充実方策について御意見をいただきたい。

(鈴木委員)

前々回の委員会でアンケート結果の御説明があった際にも申し上げたが、刑事裁判の平均起案数が1件というところがあったことについて、平均1件という0件という修習生もいるのだろうか少し驚いた。先ほども申し上げたが、実務修習が司法修習の中核なのであるから、その質を維持するためには最低限指導すべき内容を明確にする必要があり、そういう趣旨で地域や修習生によるばらつきを防ぐという意味で、ガイドラインを設定することは大賛成である。ガイドラインを設定するだけでなく、これだけの改革をやるのだから今後も法曹三者が責任を持って実務修習を良くし、改善すべき点があれば改善していく必要がある。分野別実務修習のガイドラインについてはそのような考えだが、巻之内幹事の御説明を聞いていて、揚げ足取りのようだが、弁護士業務の「補助」というのがどういう趣旨なのか気になった。主体的に行動させるという意味であれば賛成なのだが、「補助」というと、「修習生を使う」というニュアンスが出てくるように感じてしまう。

(巻之内幹事)

「補助」という言葉は確かに今までの議論から一歩進んでいると思う。司法修習生の地位・身分ということを考えた場合、弁護士にとってみると、証拠収集させる、資料を徴求させるといった形で実際に仕事をさせるので、そういう意味では補助だと、あえて使わせていただいている。

(井窪委員)

巻之内幹事の言われたとおりだが、弁護実務修習は、ともすればお客様扱いされて横で見ているだけで終わりがちになってしまい、いくらいい事件があ

ったとしても、それでは効果が半減してしまう。修習生に主体的に取り組ませることが是非とも必要で、それを通じて問題解決の難しさを実感するという効果が得られると思っており、そういった趣旨で「補助」という言葉を用いている。言葉として適切かどうかは御指摘のとおりだが、趣旨はそういうことだと御理解いただければと思う。

(鈴木委員)

ずいぶん前に議論したとき、むしろ弁護実務修習の難しさは、依頼者との信頼関係があるためになかなか修習生に主体的に取り組ませることが難しいことにあるという話も出ていたように思う。できるだけ主体的に行動させるという意味では賛成だが、「補助」というのは違和感がある。

(村田幹事)

幹事会でも申し上げたが、現在の法曹養成制度は法科大学院教育、司法修習及びOJTの三段階から成っているが、裁判所や検察庁・法務省は、法科大学院に対して派遣教員として法律実務家を送り出している。また、弁護士も法科大学院の教員として関与されている。今回の導入的教育の充実方策に関して挙げられている二つの目的との関係でいうと、実際に実務家が派遣されている法科大学院では、不足している実務的基礎知識・能力に気付かせ、また、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行われるようにするための導入的教育に当たるものを法科大学院における実務基礎教育でもできないのだろうか。もし実際にやっているという部分や可能性があるというのであれば、鎌田委員も言われたように、法科大学院で更にやるべきこともあるのではないかという検討も引き続きする必要があるのではないか。裁判所からの派遣教員について申し上げると、年2回司法研修所に派遣教員を集めて、法科大学院ではどのような指導が求められているのか、また、そのためにはどのような教材を使ってどのように指導すべきなのかということを検討しており、法務省においても同様のことをされているのではないかと思う。法科

大学院において何をすべきなのか、また、それが実務修習やその後の継続教育にとってどのような意味を持って、どれだけの必要性があるのか、どれだけ有益であるのか、ということについて、もう一度考える必要がある。また、その際には、派遣教員同士、あるいは実務家教員同士、あるいは学者教員と実務家教員とが、実情を把握するとともに、連絡を取り合いながらあるべき法曹養成教育について考えていくことが必要ではないかと思っている。

(高橋委員長)

今日は、色々と御議論をいただいた。導入的教育の充実方策について、委員長としては、次のような形で修習委員会の意見を取りまとめさせていただきたい。

ワーキング・グループの検討結果のような形で平日15日間、土日や前後の移動日を含めて約1か月の集会的導入修習を実施するものとし、その具体的カリキュラムは、本日委員から出された意見も踏まえて引き続きワーキング・グループの下で検討し、次回の修習委員会でその結果を示されたい。

導入修習の実施時期については、可能であれば平成26年度から実施する前提で準備を進めてもらいたい。

以上のとおり取りまとめさせていただいてよろしいか。

(委員・幹事)

(異議なし)

(高橋委員長)

また、分野別実務修習の充実方策に関しては、法曹三者において次回までに更に詳しいものを用意していただきたいとお願いする。

司法修習委員会として継続的に修習全体について実情把握に努め、今後行っていく施策を含め修習全体について必要な見直しを検討していくことになるが、実情把握のための具体的な方策をどのように行うかの検討はワーキング・グループと司法研修所をお願いしたい。

また、この数回にわたっては、導入的教育と分野別実務修習について主として検討してきたところであるが、司法修習全体という観点からは選択型実務修習についても引き続き検討していく必要があるのではないかと思うので、その点についても併せてワーキング・グループの下での検討をお願いしたい。

次回の委員会は、来年1月下旬頃に開催したいと思う。具体的な日程については後日調整させていただく。

以上で第26回司法修習委員会を終了する。